

社会福祉法人<sup>思賜</sup>済生会支部大阪府済生会 富田林病院

指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業運営規程

【事業の目的】

第1条

大阪府済生会富田林病院が設置する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）は、要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

【運営の方針】

第2条

事業の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行い、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努める。

【事業所の名称等】

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人<sup>思賜</sup>済生会支部大阪府済生会 富田林病院
- (2) 所在地 大阪府富田林市向陽台1丁目3番36号

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者 従業者は次の通りとし、サービスの提供に当たる。

- ア 医師 1名（常勤）

医師は、訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画の作成にあたり、利用者の診療を行う。

- イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名（常勤）

理学療法士又は作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 9：00～17：00 とする。

## 【利用料その他の費用の額】

### 第6条

- (1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
- (2) 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。自動車を使用した場合は、事業所から訪問先までの往復距離が10 km以上の場合1回につき250円を請求いたします。
- (3) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

## 【通常の事業の実施地域】

### 第7条

通常の事業の実施地域は、富田林市 河南町・太子町・千早赤阪村・大阪狭山市とする。

## 【虐待の防止のための措置に関する事項】

### 第8条

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために、次ぎに掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (3) 成人後見人制度の利用を支援します。

## 【衛生管理等】

### 第9条

訪問職員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行うとともに、訪問リハビリ事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する

## 【サービス提供に関する相談、苦情について】

### 第10条

指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとします。

- (1) 苦情又は相談があった場合は、状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや情報の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。
- (2) 問題点の検討を行った上で、今後の対応を決定し必要に応じて関係者への連絡調整を行い、利用者へは必ず対応を含めた結果報告を行います。

## 【緊急時の対応方法】

### 第11条

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 【個人情報の保護について】

### 第12条

- (1) 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

## 【業務継続計画の策定等】

### 第13条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

\*第13条については、令和6年3月31日までに実施する。（当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務とされている。）

## 【その他運営に関する重要事項】

### 第14条

- 1 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後6か月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大阪府済生会富田林病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

この規程は、2023年9月1日から施行する。